

# あきた食のチャンピオン発掘創造事業実施要領

制 定 平成27年3月17日 秋販-1099

一部改正 平成28年4月 1日 秋販-4

## 第1 事業の目的

本県では、「秋田らしさ」と「秋田の強み」を兼ね備えた消費者等に支持されるオリジナル商品の開発や改良が求められている。

本事業では品質・価格設定・デザイン等に優れ、県内外の消費者に対する高い訴求性を持つ「秋田らしい」県産食品及び工芸品を表彰等を行うことにより、県内事業者の商品開発・改良に対する意欲を高め、新たな秋田の顔となるお土産等の発掘及び創造と産業振興への寄与を目的とする。

## 第2 事業の内容

### 1 秋田県特産品開発コンクール「あきた食のチャンピオンシップ」表彰事業

あらたな本県の顔となる商品の開発・改良を掘り起こすため、次による秋田県特産品開発コンクール「あきた食のチャンピオンシップ」表彰事業を実施する。

なお、受賞商品については、多様な販売チャネルに本県の戦略商品として売り込みを図る。

(1) 応募資格：秋田県内に事業所を有する企業・組合・各種団体・グループ及び個人

(2) 募集部門

① 食品部門：菓子、農林畜水産加工品、酒類、飲料類など

② 工芸部門：伝統工芸品など

(3) 募集対象条件

① 開発商品

平成26年4月1日から平成28年6月24日までに開発した商品で、次に該当しないもの。

ア 過去に開催した秋田県特産品開発コンクールまたはあきた食のチャンピオンシップに応募した商品

イ 販売を前提としない開発品

② 改良商品

過去に秋田県特産品開発コンクールまたはあきた食のチャンピオンシップに応募したものも含め、既存商品に、味や原料の変更、加工方法や容器包装等の改良をほどこしたもの。

なお単純に入数を変えたものやパッケージデザインのみでの改良は対象外とする。

(4) 部門別点数の内訳

分類	内訳	金賞	銀賞	奨励賞		計
食品部門	表彰者	秋田県知事	秋田県知事	秋田県中小企業団体中央会長	秋田県観光土産 公正取引協議会長	6
	点数	1	3	1	1	
工芸部門	表彰者	秋田県知事	秋田県知事	秋田県中小企業団体中央会長	秋田県観光土産 公正取引協議会長	4
	点数	1	1	1	1	

## 2 優良県産商品PR・改良支援事業

あきた食のチャンピオンシップの受賞商品を対象に販路拡大等に要する経費に対し補助する。

### (1) 補助の対象者

第2の1の事業で金賞を受賞した商品を製造・販売している事業者

### (2) 補助率及び補助金額

30万円を上限とし定額とする。

### (3) 対象経費

受賞商品の改良等に必要に別に定める経費に対し支援する。

### (4) 販路拡大の支援

県が実施する商談会や物産展等、様々な機会を捉えてPRや販売促進を行い、販路拡大を図るほか、メディアへの情報提供についても積極的に行い消費者PRも併せて展開する。

## 第3 事業実施計画

1 第2の2の事業を実施しようとする事業実施主体は、別に定める様式に基づき、県に申請する。

2 県は、申請された事業計画の内容を審査し事業計画を承認するとともに、別に定める様式に基づき、申請した事業実施主体に通知する。

3 事業実施計画の以下に掲げる重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

### (1) 事業実施主体名の変更

### (2) 事業に要する経費の30%を超える増減

## 第4 事業の中止及び廃止

事業実施主体は、やむを得ない事情により事業を中止又は廃止する場合は、秋田県観光文化スポーツ部秋田うまいもの販売課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき県に申請する。

## 第5 会計帳簿等の整備

事業実施主体は、この要領に定める補助金の交付を受けたときは、補助金にかかる経理についてその収支の事実を明らかにした証拠書類を整備し、本事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成27年3月17日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から改正する。